



【株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【表紙】

【提出書類】

変更報告書 No. 1

【根拠条文】

法第 27 条の 25 第 1 項に基づく報告書

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】

弁護士 進藤

【住所又は本店所在地】

東京都港区六本木 1 泉ガーデンタワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【報告義務発生日】

平成 18 年 8 月 1 日

【提出日】

平成 18 年 8 月 8 日

【提出者及び共同保有者の

2 名

総数 (名)】

【提出形態】

連名

第 1 【発行会社に関する事項】

1 【発行会社】

発行会社の名称	イー・アクセス株式会社
会社コード	9427
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都港区虎ノ門 2-10-1 新日鉱ビル

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	シタデル・リミテッド・パートナーシップ
住所又は本店所在地	(登記上の事務所) アメリカ合衆国 60603 イリノイ州 シカゴ、サウス・ディアボーン・ストリート 131
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成2年10月1日
代表者氏名	アダム・シー・クーバー
代表者役職	シニア・マネジング・ディレクター兼ジェネラル・カウンセル
事業内容	投資顧問

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 進藤 功
電話番号	03-(6888)-1038

(2)【保有目的】

投資顧問契約に基づき株式を取得している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			45,497
新株予約権証券(株)	A	—	F
新株予約権付社債券(株)	B	—	G 11,936
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計(株)	K	L	M 57,433
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	O	57,433	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P	11,936	

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年3月31日現在)	Q	1,422,605
上記提出者の 株券等保有割合(%) (O/(P+Q)×100)		4.00%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		5.00%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成 18 年 5 月 31 日	普通株式	400	取得	
平成 18 年 5 月 31 日	普通株式	1,320	処分	
平成 18 年 6 月 2 日	普通株式	855	処分	
平成 18 年 6 月 5 日	普通株式	159	処分	
平成 18 年 6 月 6 日	普通株式	38	取得	
平成 18 年 6 月 6 日	普通株式	588	処分	
平成 18 年 6 月 7 日	普通株式	1,021	処分	
平成 18 年 6 月 8 日	普通株式	851	処分	
平成 18 年 6 月 9 日	普通株式	1,123	処分	
平成 18 年 6 月 12 日	普通株式	200	処分	
平成 18 年 6 月 12 日	普通株式	824	処分	
平成 18 年 6 月 13 日	普通株式	100	処分	
平成 18 年 6 月 13 日	普通株式	1	取得	
平成 18 年 6 月 14 日	普通株式	281	取得	
平成 18 年 6 月 15 日	普通株式	19	処分	
平成 18 年 6 月 15 日	普通株式	442	取得	
平成 18 年 6 月 16 日	普通株式	328	取得	
平成 18 年 6 月 19 日	普通株式	400	処分	
平成 18 年 6 月 19 日	普通株式	62	取得	
平成 18 年 6 月 20 日	普通株式	180	取得	
平成 18 年 6 月 20 日	普通株式	36	取得	
平成 18 年 6 月 20 日	普通株式	2	取得	
平成 18 年 6 月 21 日	普通株式	40	処分	
平成 18 年 6 月 21 日	普通株式	116	処分	
平成 18 年 6 月 21 日	普通株式	116	取得	
平成 18 年 6 月 21 日	普通株式	116	処分	
平成 18 年 6 月 21 日	普通株式	116	取得	
平成 18 年 6 月 21 日	普通株式	49	処分	
平成 18 年 6 月 22 日	普通株式	3	取得	
平成 18 年 6 月 23 日	普通株式	20	処分	
平成 18 年 6 月 23 日	普通株式	434	処分	
平成 18 年 6 月 26 日	普通株式	288	処分	
平成 18 年 6 月 27 日	普通株式	101	処分	
平成 18 年 6 月 28 日	普通株式	265	処分	
平成 18 年 6 月 29 日	普通株式	261	処分	
平成 18 年 6 月 30 日	転換社債	2	取得	
平成 18 年 7 月 3 日	普通株式	80	処分	
平成 18 年 7 月 6 日	普通株式	536	処分	
平成 18 年 7 月 6 日	普通株式	150	処分	
平成 18 年 7 月 6 日	普通株式	328	取得	
平成 18 年 7 月 7 日	普通株式	36	処分	
平成 18 年 7 月 7 日	普通株式	471	処分	
平成 18 年 7 月 10 日	普通株式	30	処分	

平成 18 年 7 月 10 日	普通株式	2,618	処分	
平成 18 年 7 月 14 日	普通株式	200	処分	
平成 18 年 8 月 1 日	普通株式	898	処分	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

シタデル・リミテッド・パートナーシップ (CLP) は、シタデル・エクイティー・ファンド・リミテッド (「CEF」) が任命した資産運用会社である。CEF は、ケイマン諸島法に基づき設立された投資会社である。シタデル・インベストメント・グループ (ホンコン) リミテッドは、CEF がポートフォリオ・マネジャーとして任命した CLP と投資一任契約を締結している資産運用会社である。CLP と CIGHK の両社とも、CEF 所有の本件株式について、投資権限を有している。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	5,083,219
上記内訳 (具体的に)	投資顧問契約に基づく顧客資金
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	5,083,219

② 【借入金の内訳】

該当無し

③ 【借入先の名称等】

該当無し

2 【提出者 (大量保有者) / 2】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者 (大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	シタデル・インベストメント・グループ (ホンコン) リミテッド
住所又は本店所在地	(登記上の事務所) 香港、セントラル、コノート・ロード 8、チャター・ハウス 18 階 スイーツ 1801-1810
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	

勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成 17 年 7 月 23 日
代表者氏名	アダム・シー・クーバー
代表者役職	ディレクター
事業内容	投資顧問

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目 6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 進藤 功
電話番号	03-(6888)-1038

(2)【保有目的】

投資顧問契約の再委任に基づき株式を取得している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			45,497
新株予約権証券(株)	A	—	E
新株予約権付社債券(株)	B	—	G 11,936
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計(株)	K	L	M 57,433
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	O	57,433	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P	11,936	

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年3月31日現在)	S	1,422,605
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		4.00%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		5.00%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成 18 年 5 月 31 日	普通株式	400	取得	
平成 18 年 5 月 31 日	普通株式	1,320	処分	
平成 18 年 6 月 2 日	普通株式	855	処分	
平成 18 年 6 月 5 日	普通株式	159	処分	
平成 18 年 6 月 6 日	普通株式	38	取得	
平成 18 年 6 月 6 日	普通株式	588	処分	
平成 18 年 6 月 7 日	普通株式	1,021	処分	
平成 18 年 6 月 8 日	普通株式	851	処分	
平成 18 年 6 月 9 日	普通株式	1,123	処分	
平成 18 年 6 月 12 日	普通株式	200	処分	
平成 18 年 6 月 12 日	普通株式	824	処分	
平成 18 年 6 月 13 日	普通株式	100	処分	
平成 18 年 6 月 13 日	普通株式	1	取得	
平成 18 年 6 月 14 日	普通株式	281	取得	
平成 18 年 6 月 15 日	普通株式	19	処分	
平成 18 年 6 月 15 日	普通株式	442	取得	
平成 18 年 6 月 16 日	普通株式	328	取得	
平成 18 年 6 月 19 日	普通株式	400	処分	
平成 18 年 6 月 19 日	普通株式	62	取得	
平成 18 年 6 月 20 日	普通株式	180	取得	
平成 18 年 6 月 20 日	普通株式	36	取得	
平成 18 年 6 月 20 日	普通株式	2	取得	
平成 18 年 6 月 21 日	普通株式	40	処分	
平成 18 年 6 月 21 日	普通株式	116	処分	
平成 18 年 6 月 21 日	普通株式	116	取得	
平成 18 年 6 月 21 日	普通株式	116	処分	
平成 18 年 6 月 21 日	普通株式	116	取得	
平成 18 年 6 月 21 日	普通株式	49	処分	
平成 18 年 6 月 22 日	普通株式	3	取得	
平成 18 年 6 月 23 日	普通株式	20	処分	
平成 18 年 6 月 23 日	普通株式	434	処分	
平成 18 年 6 月 26 日	普通株式	288	処分	
平成 18 年 6 月 27 日	普通株式	101	処分	
平成 18 年 6 月 28 日	普通株式	265	処分	
平成 18 年 6 月 29 日	普通株式	261	処分	
平成 18 年 6 月 30 日	転換社債	2	取得	
平成 18 年 7 月 3 日	普通株式	80	処分	
平成 18 年 7 月 6 日	普通株式	536	処分	
平成 18 年 7 月 6 日	普通株式	150	処分	
平成 18 年 7 月 6 日	普通株式	328	取得	
平成 18 年 7 月 7 日	普通株式	36	処分	
平成 18 年 7 月 7 日	普通株式	471	処分	
平成 18 年 7 月 10 日	普通株式	30	処分	

平成 18 年 7 月 10 日	普通株式	2,618	処分	
平成 18 年 7 月 14 日	普通株式	200	処分	
平成 18 年 8 月 1 日	普通株式	898	処分	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

シタデル・リミテッド・パートナーシップ (CLP) は、シタデル・エクイティー・ファンド・リミテッド (「CEF」) が任命した資産運用会社である。CEF は、ケイマン諸島法に基づき設立された投資会社である。シタデル・インベストメント・グループ (ホンコン) リミテッドは、CEF がポートフォリオ・マネジャーとして任命した CLP と投資一任契約を締結している資産運用会社である。CLP と CIGHK の両社とも、CEF 所有の本件株式について、投資権限を有している。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	5,083,219
上記内訳 (具体的に)	投資顧問契約に基づく顧客資金
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	5,083,219

②【借入金の内訳】

該当無し

③【借入先の名称等】

該当無し

第3【共同保有者に関する事項】

該当なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) シタデル・リミテッド・パートナーシップ
 (2) シタデル・インベストメント・グループ（ホンコン）リミテッド

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券（株）			45,497
新株引受権証書（株）	A	—	G
新株予約権証券（株）	B	—	H
新株予約権付社債券（株）	C	—	I 11,936
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計（株）	M	N	O 57,433
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q 57,433		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 11,936		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） （平成18年3月31日現在）	S 1,422,605
上記提出者の 株券等保有割合（%） (Q/(R+S)×100)	4.00%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	5.00%

（注）CLPとCIGHKは、共同で投資権限を有しているため、各提出者において記載された保有株式数と同一の株券数を記載しております。

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Citadel Limited Partnership with its principal office at 131 South Dearborn Street, Chicago, Illinois 60603, USA (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Isao Shindo, Attorney-at-Law, of Anderson Mori & Tomotsune with offices at Izumi Garden Tower, 6-1, Roppongi 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

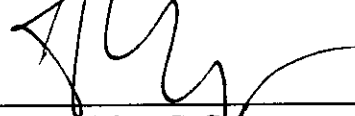
1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities and Exchange Law of Japan;
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

Unless the Company expressly revokes or terminates this Power of Attorney, this Power of Attorney shall remain effective for an unspecified period of time from the date hereof.

The Company hereby agrees for the named attorney to attach a copy of this Power of Attorney in lieu of an original Power of Attorney to each and every Report to be filed by the Company for all issues reportable by the Company, and acknowledges that such copy has the same effect as the original Power of Attorney.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 4th day of August, 2006.

Citadel Limited Partnership
By: Citadel Investment Group, L.L.C., its
General Partner



Name: Adam C. Cooper
Title: Senior Managing Director and
General Counsel

(訳文)

委任状

アメリカ合衆国 60603 イリノイ州 シカゴ、サウス・ディアボーン・ストリート 131 にその主たる事務所を有するシタデル・リミテッド・パートナーシップ（以下「当社」という）は、日本国東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士進藤功氏を真正かつ適法な代理人と定め、当社のために下記の行為および事項を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している会社（以下「発行会社」という）の株式の保有に関し、日本の証券取引法第二章の三に基づき基準日の届出書、株式大量保有報告書、その訂正、補完および変更の報告書（以下「報告書」という）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 上記の権限のすべてまたは一部を委譲する復代理人を選任すること。

本委任状は、当社が明示的に破棄しない限り、その効力は本委任状の日付以降無期限に持続するものとする。

当社はここに、上記代理人が、当社が報告をすべき一切の事項に関して当社が提出する各報告書に、本委任状の原本に代えて本委任状の写しを添付することを承認し、当該写しが本委任状の原本と同一の効力を有することを認証する。

上記の証として、当社は 2006 年 8 月 4 日に本委任状を作成せしめた。

シタデル・リミテッド・パートナーシップを代表して
そのジェネラル・パートナーである
シタデル・インベストメント・グループ・エルエルシーの代表者が
下記の通り署名した

(署名)

氏名：アダム・シー・クーパー
役職：シニア・マネジング・ディレクター
兼ジェネラル・カウンセル

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Citadel Investment Group (Hong Kong) Limited with its principal office at 18/F, Suites 1801-1810, Chater House, 8 Connaught Road, Central, Hong Kong (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Isao Shindo, Attorney-at-Law, of Anderson Mori & Tomotsune with offices at Izumi Garden Tower, 6-1, Roppongi 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

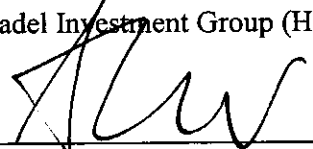
1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities and Exchange Law of Japan;
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

Unless the Company expressly revokes or terminates this Power of Attorney, this Power of Attorney shall remain effective for an unspecified period of time from the date hereof.

The Company hereby agrees for the named attorney to attach a copy of this Power of Attorney in lieu of an original Power of Attorney to each and every Report to be filed by the Company for all issues reportable by the Company, and acknowledges that such copy has the same effect as the original Power of Attorney.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 4th day of August, 2006.

Citadel Investment Group (Hong Kong) Limited



Name: Adam C. Cooper

Title: Director

(訳文)

委任状

香港、セントラル、コノート・ロード8、チャター・ハウス18階 スイーツ1801-1810にその主たる事務所を有するシタデル・インベストメント・グループ（ホンコン）リミテッド（以下「当社」という）は、日本国東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士進藤功氏を真正かつ適法な代理人と定め、当社のために下記の行為および事項を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している会社（以下「発行会社」という）の株式の保有に関し、日本の証券取引法第二章の三に基づき基準日の届出書、株式大量保有報告書、その訂正、補完および変更の報告書（以下「報告書」という）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 上記の権限のすべてまたは一部を委譲する復代理人を選任すること。

本委任状は、当社が明示的に破棄しない限り、その効力は本委任状の日付以降無期限に持続するものとする。

当社はここに、上記代理人が、当社が報告をすべき一切の事項に関して当社が提出する各報告書に、本委任状の原本に代えて本委任状の写しを添付することを承認し、当該写しが本委任状の原本と同一の効力を有することを認証する。

上記の証として、当社は2006年8月4日に本委任状を作成せしめた。

シタデル・インベストメント・グループ（ホンコン）リミテッド

（署名）

氏名：アダム・シー・クーパー

役職：ディレクター